

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年3月19日)

[件 名]

- バイオマス発電を含む火力発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正について
(環境立県推進課)・・・2
- 計画中のバイオマス発電所について
(脱炭素社会推進課)・・・3
- 太陽光発電施設の共同購入等について
(脱炭素社会推進課)・・・4
- 令和5年度の自然共生サイトの認定状況について
(自然共生課)・・・5
- 鳥取県消費者教育推進計画の改定について
(消費生活センター)・・・6
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水環境保全課、まちづくり課)・・・7

生活環境部

バイオマス発電を含む火力発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正について

令和6年3月19日

環境立県推進課

鳥取県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）に基づき環境影響評価を実施すべき事業の規模を定めた条例施行規則を改正したので、その概要を報告する。

1 アセス対象とする火力発電所の規模

対象地域	規模要件（改正前）	規模要件（改正後）
一般地域	出力 15 万 kW 以上	出力 15 万 kW 以上 または 排出ガス量 4 万 m ³ /h 以上
特別地域*	出力 11.25 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW 以上 または 排出ガス量 3 万 m ³ /h 以上

※国立公園、国定公園、県立自然公園（特別地域）、県自然環境保全地域、鳥獣保護区（特別保護地区）を環境の保全に関して特に配慮すべき「特別地域」として規定

2 施行日 令和6年5月1日（令和6年3月1日公布）

<経過措置>

・改正規則の施行日前に電気事業法の手続き（事業計画の事前届出）済みの事業については対象外とする。

（参考）

パブリックコメント実施結果

(1) 募集期間: 令和6年1月15日(月)から1月29日(月)まで

(2) 意見総数: 延べ14件(意見者7名)

(3) 主な意見

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部反映を含む)	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策の取組という観点からはバイオマス発電のような民間投資は望ましく、過度な負担とならないように配慮が必要 ・環境影響評価が事前の手続きであるという法・条例の趣旨を踏まえ、改正規則施行時の事業進捗状況によっては対象外とするなど、企業の負担や営業の自由にも配慮すべき。 ⇒電気事業法の手続きが終了している事業は改正規則の対象外とする経過措置を設けた。
既に盛り込み済み	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・火力発電所の規模要件は妥当、改正案に賛成(6件) →工場等との基準の統一化は必要 →地域住民等とのリスクコミュニケーションの手段として有用。最近導入されるバイオマス発電所規模を考慮した改正に賛成
その他上記に分類できないもの	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県は観光客を呼ぶにしても環境を一番に考えるべき。 ・改正は不要 ・バイオマス発電所の爆発火災は事故によるものなので、環境影響評価条例ではなく、消防法の規制強化によって対応すべき。
計	14件	

鳥取県環境審議会答申

- 環境影響評価手続きの対象となる火力発電所の設置及び変更の事業の一般地域の要件に、一時間当たり排出ガス量4万 m³以上とする規模要件を加えること。
- 特別地域においては、一般地域における規模の75%とすること。
- 条例施行規則の改正条文については、事務局において精査すること。
- 事業実施に係る関係法令の許認可等の行政手続きが完了している事業については条例適用外とするなど、事務局において必要な措置を講ずること。

計画中のバイオマス発電所について

令和6年3月19日

脱炭素社会推進課

県内で計画中のバイオマス発電所（改修含む）及び令和5年9月に火災事故があった米子バイオマス発電所の事故原因の調査状況を報告する。

1 グリーンパワーさかいみなと発電所（境港市昭和町）

（1）発電所の概要

項目	グリーンパワーさかいみなと	（参考）米子バイオマス発電所
発電機出力	28,110kw	54,500kw
燃料	木質チップ（90%） 木質ペレット（10%）	木質ペレット（80%） パーム椰子殻（20%）
燃料貯蔵方式	建屋内（平積み）	サイロ内
燃料荷下ろし場所	燃料貯蔵建屋内	燃料受入建屋内
燃料搬送・投入方式	バケットクレーン	ベルトコンベア
事業者名称	境港昭和町バイオマス発電合同会社	米子バイオマス発電合同会社

（2）運転開始予定

令和6年2月19日建設着工

令和8年度中に運転開始予定

（3）県による安全対策の確認

県として必要に応じて適切な指導を行うため、当発電所の安全対策を確認した。

＜当発電所の安全対策＞

- ・法令で定める規制基準をクリアしていることを自主アセスの実施内容から確認した。
- ・米子バイオマスのようなサイロ内貯蔵ではなく、建屋内貯蔵
- ・粉塵の発生量が木質ペレットより少ない木質チップを主燃料（90%）
- ・木質チップやペレットの自然発酵対策、粉塵対策、消火対策を徹底

2 三洋製紙（鳥取市古市）

地元木材の利用促進と化石燃料削減を図るため、主要な熱源である重油ボイラーの一部をバイオマスボイラーに改修し、発電も実施する。（令和8年5月稼働予定）

＜既設の発電概要＞ 2017年1月からバイオマス発電の運転開始

項目	三洋製紙
発電機出力	16,700kw
燃料	木質チップ等（96%）、パーム椰子殻（4%）
燃料貯蔵方式	建屋内（平積み）
燃料荷下ろし場所	燃料貯蔵建屋内
燃料搬送・投入方式	バケットクレーン

◎米子バイオマス発電所の火災事故原因の調査について

- 1 発電所の概要 上記1（1）のとおり
- 2 火災事故発 令和5年9月9日
- 3 火災場所 木質ペレットの受入建屋とバケットエレベーター
- 4 事故原因の調査検証

外部有識者（大学教授等）を含めた事故調査委員会を立ち上げ、県調査チームによる疑い事象を含めたあらゆる可能性について調査検証。各種調査が終了し次第、経産省に事故調査報告書を提出する予定。

＜経済産業省の対応＞

- ・令和5年12月4日に事故原因の究明のための第1回審議会（※）を開催し、事故原因の検証を開始。第2回審議会を3月中に開催する見込み。

※産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気設備自然災害等対策WG

- ・令和6年1月31日に発生した武豊火力発電所（愛知県）の火災事故を受け、令和6年2月1日付で木質ペレットの特性に応じた安全対策等を講じるよう発電所設置者に通知。

＜消防庁の対応＞

消防庁は令和6年2月20日付で、木質ペレットが自然発酵により発熱するという危険要因を踏まえたリスクアセスメントや自主保安の強化を行うよう各都道府県に通知。

太陽光発電施設の共同購入等について

令和6年3月19日
脱炭素社会推進課

令和5年12月18日付けで福祉生活病院常任委員会から提案された太陽光発電設備の共同購入について、このたび鳥取市、若桜町及び兵庫県新温泉町の1市2町で共同購入事業を実施することになったことから、その概要を報告する。

1 太陽光発電の共同購入について

(1) 事業名

因幡・但馬麒麟のまち太陽光発電設備等共同購入事業

(2) 対象地域

鳥取市、若桜町、兵庫県新温泉町

※対象地域の世帯数 約8.2万世帯、人口約25万人

(3) 共同購入事業者

公募型プロポーザルで事業者を決定（アイチューザー株式会社（東京都））

(4) 共同購入事業

対象自治体（鳥取市、若桜町、兵庫県新温泉町）と共同購入事業者が連携し、住民に太陽光発電施設の購入希望を募り、太陽光設備設置の可否を判定するための現地調査や応募者の購入意思を確認。共同購入事業者が成約者分の太陽光施設を一括購入・一括工事発注することで、スケールメリットにより購入価格の低減を図る。

(5) 対象自治体の義務

対象地域の市町村が、市報・町報、折込チラシ、公民館広報、回覧板などを活用した宣伝や広報を行うことが必須条件

(6) 今後のスケジュール（予定）

令和6年5月 共同購入募集開始

令和6年8月 募集締め切り、応募者宅の現地調査、契約の意思確認の上、自宅に順次設置

令和7年6月 設置完了予定

(7) 共同購入実施の背景・経過

- ・令和5年1月に県が開催した共同購入に係る市町村説明会をきっかけに鳥取市が検討開始。
- ・説明会当時は、事業者から30万世帯以上が必要と説明を受けたが、その後、鳥取市よりも小規模の自治体でも事業実績ができたため、事業者側が公募に応じ実施することになった。
- ・「因幡・但馬麒麟のまち」の市町に共同購入を提案したところ、若桜町と兵庫県新温泉町が参加することになったもの。

(8) 他の市町村の動き

県はこれまで太陽光発電設備の共同購入に係る市町村説明会を令和5年1月と令和6年2月に2回開催し、共同購入事業の説明や事業者とのマッチングを行っており、今後も三重県桑名市や鳥取市の事例を中部・西部の市町村に情報提供しながら導入を支援していく。

2 太陽光のポテンシャルマップについて

来年度、脱炭素に関するホームページをリニューアルするとともに、太陽光発電に適した屋根の形状や方角、発電量の目安などを分かりやすく示した情報を公開することで、ご家庭での太陽光発電導入の参考にしていただくとともに、民間のポテンシャルマップの開発状況や運用経費等について情報収集していく。

令和5年度の自然共生サイトの認定状況について

令和6年3月19日

自然共生課

令和5年4月から民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として環境省が認定する制度が始まっており、本県内での認定状況について報告する。

(1) 県内認定サイトの概要

今年度、本県からは、前期で2件（南部町、八頭町）、後期で1件（県立大山オオタカの森）の計3件が認定された。

①南部町の里地里山ビオトープ **前期認定**

申請者	(一社) 里山生物多様性プロジェクト		
位置	南部町下中谷	面積	18.64ha
目的	里地里山の保全		
評価	<ul style="list-style-type: none"> 農地やため池、雑木林、人工林などによってモザイク状の土地利用を維持 耕作放棄地を整備した田んぼビオトープを通じた生物多様性の保全と地域振興を実施 生き物観察会・自然体験会、地域の祭りの場への活用 		

②鳥取県八頭船岡環境保全エリア **前期認定**

申請者	(一社) 鳥取県地域教育推進局、農事組合法人八頭船岡農場		
位置	八頭町船岡、坂田、船岡殿、見槻	面積	16.4ha
目的	農作物生産や耕作放棄地解消などの農業的側面及び地域の生物多様性保全や環境教育への貢献		
評価	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域から平野部にかけての水田地帯と周辺の放牧地や里山 サンインサンショウウオ、ミズオオバコなどの希少な動植物が生息する中山間地域を保全区域とし、生物相に合わせた重点的な保全 無農薬田を拡大する等の生物に配慮した農業、休耕田ビオトープによる生息地の代替 観察会、自然体験イベント、田植え体験等のレクリエーションや環境教育への活用 		

③鳥取県立大山オオタカの森 **後期認定**

申請者	鳥取県		
位置	大山町豊房	面積	104ha
目的	オオタカの営巣地を守るため当該営巣地の存在する森を県が取得した経緯を踏まえ、希少な野生動植物が生息することのできる豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承し、環境立県を目指す象徴として保全する。		
評価	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例」や大山隠岐国立公園の普通地域として安定的な保護が図られている 毎年の森林管理や大学等と連携した定期的なモニタリングが着実に実施されており、今後も継続される可能性が高い 観察会等を通して地域に開かれた自然とのふれあいの場を提供している点で高い価値が認められる 		

(2) 令和5年度認定の概要

前期：全国122件（うち中国地方3件（鳥取県2件、広島県1件））

後期：全国63件（うち中国地方2件（鳥取県1件、岡山県1件））

(参考) 自然共生サイトについて

○自然共生サイトは、30by30(サティ-バイサティ-)目標の達成を目指し、民間の力を結集すべく環境省が昨年4月からスタートさせた制度。

○自然公園などの法令による保護地域内外を問わず、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として環境省が認定するもの。

<認定要件>

- 希少な野生動植物が生息生育する場所、里地里山や社叢等で多様な生物の棲家となっている場所など生物多様性の価値が高い場所であること。
- 申請区域で行われる活動が、長期的な生物多様性の価値の維持に貢献するものであること、また、生物の生息状況等についてのモニタリングが継続的に実施されること。

鳥取県消費者教育推進計画の改定について

令和6年3月19日
消費生活センター

「鳥取県消費者教育推進計画」について、令和元年度から令和5年度までの計画期間が終了することから、計画を改定したので、その概要を報告する。

1 計画の概要

高齢化の進行、成年年齢の引下げ、孤独・孤立の顕在化や、デジタル化の進展、特殊詐欺被害の拡大、SDGsの達成に向けた気運の高まりなど消費者をとりまく環境の変化、さらに本年度実施した県民意識調査や教育機関の消費者教育実態調査の結果を踏まえ、今後、取り組むべき消費者教育の内容をとりまとめた。

(1) 計画期間

令和6年度から令和12年度までの7年間（国の「消費者教育の推進に関する基本的方針」の期間に準拠）

(2) 本計画において重点的に取り組むべき内容

- ア 家庭・職域・地域における消費者教育に対する支援
- イ 要配慮者の消費者トラブルの未然防止に向けた地域の見守り活動の支援
- ウ デジタル化に対応した消費者教育の推進
- エ 思いやり消費（エシカル消費）の実践に向けた消費者教育の推進

(3) 取組の方向性

- ア ライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育の推進（強化）
 - ・学校、地域、家庭、職域等の様々な場を活用し、ライフステージに応じた消費者教育を推進する。
- イ 消費生活上の配慮を特に要する者の消費者トラブルの未然防止（強化）
 - ・高齢者や障がい者を地域で支えトラブル防止を図る仕組みを構築し、地域の見守り活動を支援する。
- ウ デジタル化に対応した消費者教育の推進（新規）
 - ・ウェブ・SNS関連のトラブル防止のために、デジタル化に対応した消費者教育を重点的に実施する。

(4) 具体的な取組

「様々な場における消費者教育の推進」、「消費者教育の担い手の育成・支援」、「消費者教育を推進する関係機関との連携」の3つを柱とする具体的な取組を展開する。

(取組例)

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| ○成年年齢引下げに対応した高校等での弁護士出前授業 | ○ [新] 教員向け消費者教育研修の実施 |
| ○とっとり消費者大学の開催（公開講座・講師派遣・新聞） | ○ [新] 職域（従業員）向け啓発講座の開催 |
| ○ [新] 相談窓口・消費者ホットライン188の啓発 | ○消費者見守りネットワーク協議会の運営 |
| ○社会福祉関係機関における啓発講座の開催 | ○ [新] 高齢者等へのスマホ講座 |
| ○思いやり消費推進宣言の推進と事業者の取組支援 | ○ [新] カスタマーハラスメント防止の啓発 |
| ○ [新] インターネット・SNS 関連消費者トラブル教育の実施 | |

2 パブリックコメントの実施結果

本年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、延べ7件（意見者3名）の意見が寄せられた。

[主な意見]（いずれも計画に盛り込み済の事項であり、計画内容に変更なし）

- ・消費者トラブルにあった際には安心して相談できる体制があることを周知すべき。
- ・新聞・テレビ等のメディアを活用して、県の消費者教育推進に係る取組を広報するべき。
- ・消費者教育に関する取組の到達点を明確化・数値化し、進捗状況を公開するべき。

3 県消費者教育推進地域協議会の開催結果（2月29日開催）

計画内容に対する意見はなかったが、具体的な取組の進め方について意見や助言があったので、今後の施策に反映する。

[主な意見]

- ・教員向けの消費者教育研修は、実施時期に配慮の上、オンライン形式であれば参加しやすい。
- ・保護者向けのリーフレットを作成するなど、保護者にとってわかりやすい啓発を行ってほしい。
- ・朝礼など勤務時間内に短時間で取り組むことのできる消費者教育の素材やプランを事業者提供してほしい。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和6年3月19日

生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
自然共生社会局 水環境保全課	天神浄化センター電気設備工事その 32(自家発電設備改築)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	東芝プラントシステム株式 会社 中国支店 支店長 権藤 圭生	(当初契約額) 386,100,000円	令和4年10月19日 ～令和6年3月15日	(当初契約年月日) 令和4年10月19日	・本工事で撤去する自家発 電機について、石綿調査を 実施したところ石綿の含有 が認められたため、石綿の 撤去に関する費用を追加 計上したことによる増。 ・本工事で撤去する自家発 電機の運搬について、運 搬車両の総重量の限度重 量を超えたため、運搬経路 となる道路管理者への特 殊車両通行許可手続に不 測の日数を要したことによ る工期延伸。
				(第1回変更契約額) 398,911,700円 (変更額) 12,811,700円	(変更工期) 令和4年10月19日 ～令和6年3月29日	(第1回変更契約年月日) 令和6年3月15日	
くらしの安心局 まちづくり課 (営繕課)	ヤマタスポーツパーク県民体育館 メインアリーナ特定天井耐震対策 工事(建築)	鳥取市 布勢	株式会社懸樋工務店 代表取締役 懸樋 義樹	(当初契約額) 275,000,000円	令和5年6月9日 ～令和6年3月15日	(当初契約年月日) 令和5年6月8日	・既存グラスウールボード の著しい劣化等が確認さ れたことに伴い内装改修を 追加したことによる工事費 の増。 ・追加工事による工期延 長。
				(第1回変更契約額) 309,854,600円 (変更額) 34,854,600円	(変更工期) 令和5年6月9日 ～令和6年5月20日	(第1回変更契約年月日) 令和6年3月12日	